

VI
247

教員審査上の手控(案)

三、
 新制大学の教員の資格については、大学基準運用要項及びこれに對する解説もあつたが、別紙「教員の資格」について、甲、乙を参照して、審査に際しては、審査の遺漏ないことを期したい。乙、丙を参照して、審査に際しては、審査の遺漏ないことを期したい。

ニ、
 各地視察の際には、専任分科会の審査の結果を手控として、努めて各新制大学の意見を徹底し、書類で見逃さぬようにしたい。

三、
 各編では、右の資料を取るとして、最終的決定をする。この場合、当該専任分科会主査の意見を徹することがある。

三、
 大学の種類によりつては、止むを得ない場合には、教授をおか
 ないものはあつてよい。(〇〇〇〇〇〇〇〇等)

春山 172

VI-247